

安定器調査に関する補助金について

- 東京都では、**中小企業者**や**個人事業主**（共同住宅の所有者様等）を対象として、P C Bを使用した安定器の有無を委託して調査する費用の一部を助成しています。
- 助成を受けるためには、**調査を行う前の申し込みが必要**です。助成金を希望される場合は、まず下記までお問い合わせいただき、助成の申込に必要な書類や手続きをご確認ください。

東京都の助成金に関するお問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社

TEL 03-3633-2012

<https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/pcb>

土・日・祝日・年末年始を除く

9:00～17:00

！ご注意！

安定器の調査方法に関するお問い合わせは、必ず東京都環境局PCB処理対策担当（03-5388-3573）におかけください。

対象となる建物は？

昭和52年（1977年）3月以前に建築された事業用建物等が対象です。
※共同住宅の共用部分を含みます。

対象者は？

- ① **中小企業者・個人事業主**（資本金、出資金、従業員数等の基準があります）
- ② **中小企業団体等**（企業組合、商業組合など）
- ③ **法人**（学校法人、宗教法人など。従業員数等の基準があります）
- ④ **個人**（事業廃止した事業者から建物を継承している個人など）

対象となる費用は？

照明器具内にP C B含有安定器が使われていないか、電気工事店や調査会社等に委託して調査するために必要な費用が対象です。
※取り外して保管中の安定器の調査費用は対象外です。

助成金額は？

上記の調査費用の**40%**が助成されます。
※**40万円**が助成限度額です。

いつまで助成しているの？

申込の受付期間は、**令和4年（2022年）3月31日**までです。

国の補助制度も合わせてご活用ください（下記資料参照）。

国の助成金に関するお問い合わせ先（全国共通）

一般財団法人 栃木県環境技術協会 補助事業部

TEL 028-671-1781

<http://tochikankyou.com/hojo/index.html>

※こちらは国の補助制度の案内です

中小企業の
皆さまへ

PCB使用照明の調査・交換には 費用の補助制度があります！

PCBが使用されている可能性がある照明器具の例

※昭和52年3月までに建築・改修された事務所や工場・倉庫の照明器具にはPCBが使用されている可能性があります。



PCB使用照明器具の調査費用



■ 対象事業の要件

- PCB使用照明器具の調査事業
昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
 - PCB使用照明器具のLED照明器具への交換事業
使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換
（交換にあたってはリースによる導入も補助対象とする。）
- ※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。

PCB使用照明器具の交換費用



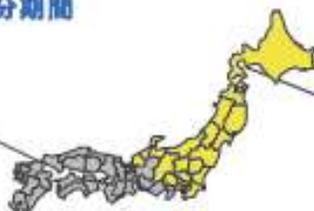
■ 補助対象

- 中小企業者
- 中小企業規模相当の法人や地方公共団体
- 個人事業主又は個人
- その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
- リース方式により照明器具を導入するリース会社

■ PCB使用照明器具（安定器）の処分期間

北九州・大阪・豊田 事業エリア

（処分期間終了）



北海道（道庁）・東京 事業エリア

令和5年3月31日まで